

令和6年度 摂津市人間尊重のまちづくり審議会 要点録

日 時：令和7年2月28日(金)午後2時から午後3時38分まで

場 所：摂津市役所 2階203会議室

出席者：委員9人（5人欠席）

事務局：末永人権女性政策課長、長澤副主査、和田主事

次第

1. 開会
2. 令和5年度における第2期人権行政推進計画の進捗報告
3. その他
4. 閉会

議事録（要約）

【開 会】

事務局：（あいさつ）（事務局紹介）（資料の確認）（審議会開会規則の説明）（委員の出席状況報告）（委員変更の報告）

これより議事の進行を委員長にお願いする。

委員長：これより、摂津市人間尊重のまちづくり審議会を開会する。

本日は、第2期人権行政推進計画における令和5年度の施策進捗について審議する。

冊子は32ページからとなるが、報告内容が多いため、施策の方向「（1）人権教育・啓発の推進」、「（2）人権擁護・相談体制の充実」、「（3）市民参画による人権施策の推進」の方向ごとに審議をすることとする。まず、施策の方向「（1）人権教育・啓発の推進」について、事務局より報告をお願いする。

事務局：（以下、第2期人権行政推進計画冊子34～41ページの各具体的施策に係る取組実績について、事前送付資料※を用いた説明）

※摂津市行政経営戦略進捗状況にて確認可（市HPにて公表 86～101ページ）

補足説明となるが、事前送付資料中の「中項目」が、計画冊子34ページから記載の「具体的施策」に対応している。照らし合わせながらご確認いただきたい。

<施策の方向（1）人権教育・啓発の推進>

計画冊子34ページ

「具体的施策①学校等における人権教育の推進」

・人権啓発推進事業(人権女性政策課)における「人権教室の充実を図るための教材作成」に関する報告

計画冊子 35 ページ

「具体的施策②地域社会における人権教育・学習の推進」

- ・男女共同参画推進事業（人権女性政策課）における「男女共同参画センターの講座実施」に関する報告
 - ・適応指導教室事業（教育支援課）における「適応指導教室の設置数拡大」に関する報告
 - ・生活困窮者自立支援事業（生活支援課）における「大学生ボランティアによる学習支援」に関する報告
- 「具体的施策③職員・教職員・福祉関係者等の育成」
- ・人権教育推進事業（学校教育課）における「市内小中学校教員に対する研修の実施」に関する報告

計画冊子 36 ページ

「具体的施策④平和意識の高揚」

- ・平和施策推進事業（人権女性政策課）における「平和都市宣言 40 周年および平和を考える市民のつどいにおける取組」に関する報告

「具体的施策⑤人権啓発の推進」

- ・人権啓発推進事業（人権女性政策課）における「人権を考える市民のつどいにおける取組」に関する報告
- ・障害者理解促進研修・啓発事業（障害福祉課）における「人権を考える市民のつどい会場における取組」に関する報告

以上、施策の方向（１）人権教育・啓発の推進についての報告とさせていただく。
質疑応答の後、事務局より審議委員の皆様にご意見をいただきたい事項がある。

委員長：それでは、施策の方向（１）人権教育・啓発の推進における進捗報告に関する質疑応答に入る。今の報告内容について、ご意見やご質問等はないか。

委員：適応指導教室の報告について補足をさせていただく。ご存じのとおり令和４年度までは１か所のみの設置であった。当時は全体の利用者が１０人に満たない状況であり、小学生の利用はごく少数にとどまっていた。小学生の利用者が少なかった原因として、家との距離がある児童の場合、保護者の送迎が必要となる点がハードルとなっていたことがある。令和５年度の新設で拠点広がったことにより、保護者の送迎がなくとも通室が可能な児童数の増加につながることができた。加えて、不登校児童に対するアプローチについてであるが、従来は主に担任が対応にあたることが多く、どうしても対応に行きづまるところがあった。しかし、現在は多機関の連携を図り、様々な支援につなげていこうという方針が国からも示されている。適応指導教室においても、学校がそのような意識の下に取組みを進めてきたこともあり、現在は４０名ほどの利用者がいる。以上、補足事項である。

委員長：ほか、ご意見やご質問等はないか。

委 員：（意見、質問なし）

委員長：それでは、先ほど話が合った、事務局より意見を求める事項について説明をお願いする。

事務局：本日配布した啓発冊子「ヒューマンライツナウ」の件である。常に変化する人権問題を広く市民に周知および意識啓発を行うことを目的として、市内小中学校および公共施設へ配架している。しかし、配架後にどれだけの市民の手に渡っているのかというデータを把握しにくい現状があり、本来の目的である人権問題の周知および意識啓発につながっていると言えるのかが不明瞭である。委員の皆さまには、この冊子の認知状況を含め、冊子を用いた啓発手段や配架場所等へのご意見をお伺いしたい。

委員長：まず、この冊子について「知っている・目にしたことがある」という委員はいらっしゃるか。

委 員：（2名挙手）

委員長：恐らく、公民館等の市内公共施設において目にしたのではないかと思うが、やはりそれだけでは認知が進んでいかないという現状もある。何かご意見はないだろうか。

委 員：市内小中学校への配架状況だが、1校につき1部なのか、全生徒の手に渡る部数での配布を行っているのか。

事務局：各校30部程度となっており、全生徒の手に渡る部数での配布は行っていない。

委 員：教員の手には渡っているのか。

事務局：各校にて冊子を収受した後、しっかりと配架がされていれば、教員の手にも渡っているものと思われる。なお、全生徒への配布については、令和4年度の「ヤングケアラー」等、テーマによっては子どもたちへの配布について考慮する必要があることから、先述の部数での配架としている。

委員長：公民館等の市内公共施設へも30部ほどの配布となっているのか。

事務局：学校を含め、各施設の規模によって30～100部程度での配架をしている。

委員長：意識啓発という意味では、多くの市民の目に触れることに意味があるものと思うが、具体的な手段についてご意見はないか。

委員：私が所属する団体では、年２回、機関誌を発行している。そこへ啓発冊子についての記事を掲載するのはどうか。スペースによっては冊子の全ページ掲載も可能かと思うが、複写掲載については問題ないのか。

委員長：それは、担当課である人権女性政策課に確認を取る必要があると思うが、問題はないのか。

事務局：まず、機関誌への掲載についてご提案いただきお礼申し上げます。内容の掲載については、ご連絡いただければ対応する。

令和５年度のテーマは「障害の社会モデル」となっており、学校および公共施設に加えて、障害をテーマとする市民向けの講座や職員研修の場にて配布を行ったところである。しかし、配布対象が講座や研修の受講者だけにとどまってしまう、配布機会としては少ないのが現状である。まだ冊子の用意はあるため、必要があれば配布も可能である。ぜひお声掛けいただければと思う。

委員：自治会への配布は行わないのか。

事務局：自治会だけでも２０００部を超える数が必要となるため、それだけで印刷に係る予算の上限を超えてしまうという問題がある。今後、白黒での印刷等も検討していく。

委員：私は人権関係の仕事をしているが、この啓発冊子の存在については、先日の人権協会主催のヒューマンセミナーにおける配布で初めて知った。普段から人権に携わる人間ですらこうであるから、興味や関心の薄い市民であれば尚更ではないか。しかし、良い内容のものが市民に届いていないという状況は非常にもったいないことである。周知の手段においては著作権の問題があるかもしれないが、冊子の存在を知った市民が自発的に広めていけるよう、引用等における可能範囲をホームページ上で明示する等ができると良いのではないか。

委員長：私は公民館で、クラブ登録希望者に向けて人権研修の講師をすることがあるが、１団体につき１部配布をしても良いのではないかと感じる。検討してもらいたい。

委員：公民館へ行くと、様々な配架物の中に埋もれている状態が見られる。現在の予算のまま発行部数を増やす手段はいくらでもあると思う。

事務局：印刷手段をはじめ、引用等におけるホームページ上での明示についても検討していく。

委員の皆さまにて、この冊子を活用いただいた際は、ぜひご一報いただけたらと思う。貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。

委員長：ほか、全体を通してご意見やご質問等はないか。

委 員：（意見、質問なし）

委員長：それでは、続いて施策の方向（２）人権擁護・相談体制の充実について、事務局より報告をお願いします。

事務局：それでは、計画冊子３７ページから、事業報告に移らせていただく。

＜施策の方向（２）人権擁護・相談体制の充実＞

計画冊子３７ページ

「具体的施策①相談体制の充実」（割愛）

計画冊子３８ページ

「具体的施策②相談機関の連携強化」

- ・地域福祉計画推進事業(保健福祉課)における「相談支援体制推進ネットワーク会議」に関する報告

「具体的施策③プライバシーの保護」（割愛）

計画冊子３９ページ

「具体的施策④誰もが安心して暮らせる環境の整備」

- ・国際理解教育推進事業(学校教育課)における「多文化共生社会における地域交流」に関する報告

以上、施策の方向（２）人権擁護・相談体制の充実における報告とさせていただきます。

この施策に係る取組みについては、課題が多いところである。委員の皆さまにおいては様々な市民活動に携わっておられることから、市民の声を直接聞く機会が多くあることと思う。ぜひそういった市民の声についてもお聞かせいただきたい。

また、質疑応答の後、事務局より審議委員の皆様にご意見をいただきたい事項がある。

委員長：それでは、施策の方向（２）人権擁護・相談体制の充実における進捗状況に関する質疑応答に入る。今の報告内容について、ご意見やご質問等はないか。

委 員：現在、外国籍の児童数はどれくらいか。

委 員：令和６年度のデータになるが、日本語指導を受けている生徒については約６０名である。
外国人講師についても、市内小中学校１５校中１４校へ派遣を行っている。

委 員：私が子どもたちと関わる中で感じることだが、やはり文化や言葉が違うと、学校という環境に適応できない、先生との関係が築きにくい等の課題が出てくる。また、家庭内でも国によ

っては片親が権力を握っている等の関係から、暴力が起こったりすることもある。このように、外国籍の子どもたちの生活に複雑・複合的な要素が入ってきて、先生らも介入ができずにお手上げ状態という事例も聞いている。市として、外国人市民に関してこれだけの取組みを考えているということであるので、地域で支援活動等を行っている市民とうまくつながっていけたら良いのではないかと思います。

委員長：いただいた意見については、後ほど協議できればと思う。ほか、ご意見やご質問はないか。

委員：（意見、質問なし）

委員長：それでは、事務局より意見を求める事項について説明をお願いします。

事務局：外国人市民における課題として、相談につながりにくいといった部分がある。今後も相談窓口の周知や孤立させない居場所づくりに係る取組みを強化していく必要があるが、そのためには、実態の把握に努め、当事者の意見をすくい上げることが重要である。しかし、相談につながりにくい市民からの意見をすくい上げるには、まずは、より近い距離で関わりを持つ周囲の方々からご意見をいただく必要があると考えている。意見収集における手段については模索中であるが、委員の皆さまには、より近い距離にいる市民という視点から、把握されている実態やご意見をお聞かせいただければと思う。

委員長：それでは、先ほどのご意見も含めて意見交換を行いたいと思う。

市の取組みでは国際交流協会と連携したものが多くあるが、国際交流協会における市民との関わりの中で、お気づきの点があればお聞かせいただきたい。

委員：国際交流協会での相談事業についてであるが、当事者である外国人ではなく、日本語が話せる人が代わりに電話をかけてくるケースが多い。周囲に頼れる人物がいない外国人への対応については、府の国際交流財団(OFIX)につないでいるというのが現状である。他機関につなげることによって、問題解決までのステップが増えてしまう点については改善の余地があるかと思う。

委員：外国人支援をされている方に話を聞くと、市役所での手続き関係から、子どもの学用品準備リストに載っている品物が何のことか分からない等の細かいことまで、相談内容は様々であるとのことであった。特に市役所関係の手続きについては、どの窓口へ相談に行ったらいいかが日本人にとっても分かりにくいところがあり、問題解決までに時間を要することも多い。そのため、市役所内の各窓口が、どのような手続きに対応しているかをまとめた一覧等があると良いのではないかと思います。

事務局：例えば、子ども関係の手続きにおいても、学校のことと手当のことでは窓口が異なる。しかし、市民にとっては「子どものことで市役所に来ている」という括りであるため、手続きによって窓口が細分化されていることが庁内の案内を見ても分かりにくい。業務上、窓口が細分化してしまう部分はあるが、もっと分かりやすい明示が必要であるとのこと意見はそのとおりである。市としても取組みの検討が必要である。

委員長：全庁的なこととなると検討事項が多くなり、実現からは遠のくと感じる。どこが主導となるのかも含め、実現に向けた具体的な取組みを進めてもらえるよう、審議会からの要望としておく。

事務局：要望を承る。現在、日本語での相談窓口案内については自治振興課が作成を行っている。今あるものは、やさしい日本語表記にする等で活用を行いつつ、今後の取組みを検討していく。

委員長：ほか、身近なところで感じたことやご意見等はないか。

委員：私は府営住宅に居住しており、同じ棟に外国人住民がいる。共用部の掃除当番の割当てがあるが、ジェスチャー付きで説明をしても、一緒に出ましようとして提案をしても「分からない」と言って一向に参加しない。

委員：外国人夫婦や家族全員が外国人という家庭は多いが、夫婦であればどちらかが、家族であれば誰か1人くらいは、日本語が話せたりすることが大抵である。完全に話せないまま生活をしている外国人というのは少ない印象があるが。

委員：やはり、文化の違いだから仕方がないということなのだろうか。

事務局：郷に入っては郷に従えということわざがあるが、日本は従うための水準が高いと感じる。私たちが日頃当たり前にこなしていることでも、自国に同じような文化がなく、努力しないと追いつけないことがあるように思う。そこに言語の壁も相まって、どんどん孤立に近づいていってしまう。外国人に限らず、日本人同士でもお互いを理解するのは難しい。そのため、理解するには時間がかかるかもしれないが、コミュニケーションを図ることをやめないということが重要なのではないか。

委員：現在は、駅における整列乗車が当たり前になっているが、昔の大阪駅や京都駅は誰一人並んでいなかった。並びだすようになったのは、東京オリンピック(1964年)以降だと思う。日本人でも時間を経てそうなったことを考えると、文化の違い外国人に要求をするのは少し違和感を持つ。そういう背景を知っていると、何か要求をする側も伝え方が変わってくるのではないか。

委員：お伺いする。同じく府営住宅に居住している外国人の方とは、完全に言葉が通じない状態であるのか。

委員：完全に通じない訳ではない。餅つき等、イベントの呼びかけをすると来る。

委員：やはり、相談につながりにくいことの要因としては、マイノリティは声を上げづらく、何に困っているかの発信が難しいことにあると考える。そういったイベントを利用した交流を図り、コミュニケーションを深めるきっかけとできたら良いのではないかと。

令和5年度発行の啓発冊子の内容は「障がい」がテーマであるが、その中に合理的配慮とある。その一つとして、市役所各課には耳マークを設置している。見える形で設置することによって、聴力に障がいのある市民は、意思疎通ができるということが分かり、安心感につながる。このように、もっとこちら側から何ができるのかを明示し、円滑なコミュニケーションにつなげることで、何を必要としているのかをすくい上げていけたら良いのではないかと。

委員：近々、府営住宅に関する会議ではないが、自分の所属する団体の会議で外国人住民の話を聞く機会があるため、そこで意見を聞いてみようかと思う。

事務局：ぜひ会議での内容を共有いただけたらと思う。

委員長：ほか、全体を通してご意見やご質問等はないか。

委員：（意見、質問なし）

委員長：それでは、続いて施策の方向（３）市民参画による人権施策について事務局より報告をお願いする。

事務局：それでは、計画冊子４０ページから、事業報告に移らせていただく。

計画冊子４０ページ

「具体的施策①市民団体への支援」（割愛）

計画冊子４１ページ

「具体的施策②市民団体・事業所等との協働」

・人権啓発推進事業（人権女性政策課）における「摂津市人権協会、世界人権宣言摂津連絡会議および摂津地区人権擁護委員との協働実施事業」に関する報告

以上、施策の方向（３）市民参画による人権施策についての報告とさせていただきます。

委員長：今の説明について、ご意見やご質問等はないか。

委員：もっと団体の存在や活動内容を周知するための取組みについて意見申し上げる。

セミナー等でコミュニティプラザのコンベンションホールを利用することが多いが、外壁を使用し、団体の活動内容やどんなところと関わりを持っているのかについて展示をするのはどうか。もしくは、分かりやすく1枚にまとめた資料を、次第と一緒に渡す等でも良いかもしれない。「協会」と聞くとどうしても遠く感じてしまうが、つながりが見える化されたものがあれば、身近なこととして捉えやすくなるのではないか。

委員：展示や資料に関しても、イラストを使う等で視覚的に引き付けるものがあると良いと思う。
チャート図みたいなものも分かりやすいのでは。

委員：入場開始からセミナー開始まで、活動内容に関する動画を流しておくのも良いかもしれない。

委員：人権と聞くとすごく遠いものだと感じている方が多いと思うが、もっと身近に感じ、考えてもらえるものになれば良いと思う。

事務局：皆さまのご意見をもとに、視覚に訴える手法を用いた活動内容の周知について検討したい。
貴重なご意見に感謝申し上げます。

委員長：ほか、施策の方向（3）市民参画による人権施策に係るご意見やご質問等はないか。

委員：（意見、質問なし）

委員長：ほか、全体を通しての確認事項やご意見、ご質問等はないか。

委員：（意見、質問なし）

委員長：それでは、最後に事務局より連絡事項があればお願いします。

事務局：今後の審議会の開催回数における報告をさせていただく。令和5年度の審議会にて、年度内の審議会開催回数について検討中である旨お伝えしたところであるが、令和7年度から審議会開催を年2回とすることが決定した。委員の皆さまにはご多忙のところ、何卒ご協力賜りたくお願い申し上げます。事務局からの連絡事項は以上である。

委員長：それでは、以上で、令和6年度摂津市人間尊重のまちづくり審議会を閉会する。